

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年9月まで

私は、国民年金に加入して以来、夫婦がそれぞれ60歳に到達するまで、夫と全く同じ期間について、同じ方法で保険料を納付した。特に年金制度が発足したころの申立期間については、昭和40年代に、さかのぼってまとめて保険料を納付した。

また、まとめて保険料を納付した以外は、自治会の婦人会の世話役宅へ保険料を持参して納付した。

申立期間については、夫と全く同様に保険料を納付したのに、私のみ未納とされている。未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳に到達するまでの国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の夫は、国民年金加入期間についての保険料をすべて納付しており、夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、「国民年金に加入して以来、夫婦がそれぞれ60歳に到達するまで、夫と全く同じ期間について、同じ方法で保険料を納付した。特に年金制度が発足したころの申立期間については、昭和40年代に、さかのぼってまとめて保険料を納付した。」と主張しているところ、市が保管する夫婦の国民年金被保険者名簿及び夫婦が所持する国民年金手帳によると、39年10月から40年3月までの保険料が夫婦ともに42年1月30日に過年度納付されているなど、夫婦の納付日はほぼ一致していることが確認でき、申立人の主張の信憑性は高い。また、申立人の夫の国民年金被保険者原票によると、申立期間の保険料が納付（申立期間のうち、36年4月から37年3月までの期間につい

ては、厚生年金保険の被保険者期間との重複により、平成6年9月に保険料が還付) されていることが確認できることを踏まえると、申立人についても申立期間の保険料は夫と同様に納付されたものと考えるのが自然である。

さらに、上記の申立人の夫に係る申立期間の納付記録について、年金事務所によると、国民年金手帳記号番号の払出日から考えて、特例納付であると考えられるとしているが、国民年金被保険者原票には特例納付である旨の記載が無いことを踏まえると、申立人についても納付記録について適正な管理がなされていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年3月まで

私は、昭和45年4月にA市からB市に転居してきた以降、市役所の女性職員が自宅に国民年金保険料の集金に来ていたので、その者に保険料を納めてきた。

ねんきん特別便の納付記録を見て、昭和46年度及び47年度の保険料が未納とされていることが分かった。当時の証拠となるものは今では残っていないが、2年間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納期間は無く、昭和54年11月以降は付加保険料も納付していることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金被保険者台帳によると、申立期間の直前の昭和45年度の納付記録が未納から納付済みに訂正されたことが確認（昭和58年1月進達）できることから、行政側において、申立人に係る記録の管理が適切でなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は昭和45年4月にA市からB市に転居しており、申立期間の前後の国民年金保険料はB市で納付済みであることから、申立期間に大きな生活環境の変化があったとは考え難く、申立人が申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然では無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの期間及び同年10月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から同年3月まで
② 昭和55年10月から56年3月まで

私は、「ねんきん特別便」が届いたので、年金記録を確認したところ、申立期間①及び②の期間が未納となっていることが分かった。

申立期間①及び②の国民年金保険料は、集金人に納付しており、これまでに他の支払いについても怠ったことは無く、未納があるとは考えられないので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和48年5月12日に国民年金に任意加入して以降、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①及び②について、申立人は、集金人に国民年金保険料を納付したとしているところ、昭和54年度の市の収滞納一覧表によると、申立人が同市の徴収員に保険料を納付していることが確認できることから、申立人の主張に信ぴょう性がうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間①及び②のそれぞれの前後において、転居等生活状況に特段の変化は無い上、申立期間①及び②は合わせて9か月と比較的短期間であることから、納付意識の高い申立人が、申立期間①及び②の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和38年4月から39年12月まで
③ 平成元年1月から3年2月まで

父親が私の国民年金の加入手続を町役場で行ってくれた。その際、父親が、2年間は保険料をさかのぼって納付できるので、必ず保険料を納付しておくようにと勧めたことから、およそ1年ずつ2回に分けて保険料をさかのぼって納付したことを記憶している。

その後は、婦人会を通じて、定期的に保険料を納付していた。

また、平成元年1月、A社を退職後、引き続き同社の内職をしていたので、同社が配慮して私を厚生年金保険の被保険者としていたが、私はそのことを知らずに、この時点から国民年金に加入し、保険料を納付していた。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和39年4月から同年12月までの期間については、申立人は、「父親が私の国民年金の加入手続を町役場で行ってくれた。その際、父親が、2年間は保険料をさかのぼって納付できるので、必ず保険料を納付しておくようにと勧めたことから、およそ1年ずつ2回に分けて保険料をさかのぼって納付したことを記憶している。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で41年6月に払い出されていることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点で当該期間の保険料を過年度納付することは可能である上、町が保管する国民年金被保険者名簿によると、40年1月から41年3月までの

期間について過年度納付していることが確認でき、申立内容と一致していることを踏まえると、39年4月から同年12月までの期間についても過年度納付が行われたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①及び申立期間②のうちの昭和38年4月から39年3月までの期間については、上記のとおり、申立人が加入手続を行ったものと推認される時点においては、時効により保険料を納付できない期間となる上、申立人に対して、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間③については、町が保管する国民年金被保険者名簿によると、昭和54年4月に国民年金の被保険者資格を喪失して以降、申立人が被保険者資格を取得した旨の記録は確認できず、オンライン記録と一致しており、当該期間についての納付書が申立人に対して発行されたとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間①、申立期間②のうちの昭和38年4月から39年3月までの期間、及び申立期間③に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、昭和36年ごろ、A店で働いていた。勤務先である店の主人が、役所へ頻りに足を運んでいたこともあって、申立期間については、この主人が、私を含む従業員の国民年金の加入手続を行った上、当時100円であった国民年金保険料を納付してくれた。未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、「住み込みで勤務していた店の主人が、昭和36年の国民年金制度発足当初から、申立人を含む従業員の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括して納付していた。」と主張している。申立人の戸籍の附票によると、昭和36年当時の住所は、B町とされており、制度上、申立人の国民年金への加入手続はC市では受け付けられないにもかかわらず、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年6月にD社会保険出張所(当時)管内で払い出されている上、申立人が所持している国民年金手帳及び市役所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によると、加入手続時点の住所欄は、申立人が住み込みで勤務していた店の住所となっていることから、申立内容と一致し、申立人の主張の信憑性は高く、申立期間について、加入手続を行いながら保険料の納付が一切なされていないとは考え難い。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳及び市役所が保管する国民年金

被保険者名簿によると、申立人の住所は、昭和 37 年 5 月 10 日に C 市から B 町に変更されているが、国民年金手帳の昭和 37 年度の印紙検認欄（37 年 4 月から 38 年 3 月までのすべての欄）には、同年 6 月 19 日付けで C 市の検認印が押され、二重線でこれが取り消されている。しかし、当該検認記録については、住所変更以降の日付で前住所地の検認印が押されている不自然な記録内容となっている上、検認記録が取り消された理由も不明であり、申立人の納付記録について適正な管理がなされていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年3月31日から同年11月6日までの期間について、A社において厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、同社における資格喪失日に係る記録を同年11月6日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については8万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から55年3月1日まで
② 昭和56年3月31日から57年1月13日まで

私は、昭和52年4月から市役所B局で臨時職員として勤務し、53年ごろからは市役所C局で嘱託として勤務したが、55年2月までの厚生年金保険被保険者記録が無い。また、同年12月1日にA社に入社（入社後、D社に外向）し、57年ごろに社名がE社に変更されたが、同年5月ごろまで継続して勤務していた。しかし、56年3月31日から57年1月13日までの被保険者記録が欠落している。いずれの申立期間についても、厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、雇用保険の記録により、申立人が、A社及びその事業を引き継いだE社において、昭和55年12月1日から57年5月20日まで継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録によると、申立人は、A社において56年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、E社において57年1月13日に同資格を取得しており、当該期間の被保険者記録が無い。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社については、昭和56年9月13日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった（全喪）旨の処理がなされているが、同年3月31日に同社における被保険者資

格を喪失したと記録されている 27 人中 10 人については、それぞれ異なる日付（同年 5 月 24 日から同年 10 月 6 日までの間）で同資格を喪失していた記録が、全喪日より後の 57 年 1 月 7 日に取り消されていることが確認できる。

さらに、申立人を含む 16 人については、資格喪失日が遡及して訂正された形跡は見られないものの、当該資格喪失届の受付年月日が 57 年 1 月 7 日となっている上、そのうち 14 人（申立人を含む。）が、E 社において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年 1 月 13 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、A 社は、全喪日以後も、適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

加えて、申立人と同様に、A 社及び E 社で勤務していた元同僚が所持する昭和 56 年 4 月から同年 10 月までの A 社に係る給与明細書により、当該元同僚は、当該期間において、給与から厚生年金保険料を控除（保険料控除は翌月支給の給与から行われていたものとみられる。）されていることが確認できることから、申立人についても、当該期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 56 年 3 月 31 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険における離職日の翌日である同年 11 月 6 日であると認められる。

また、昭和 56 年 3 月から同年 10 月までの標準報酬月額については、申立人の A 社に係る同年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、8 万 6,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和 56 年 11 月 6 日から 57 年 1 月 13 日までの期間については、上記のとおり、申立人が E 社で勤務していたことは確認できる。

しかし、上記の元同僚が所持する E 社に係る給与明細書では、昭和 56 年 11 月の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、同年 12 月の給与明細書を見ると、保険料が控除されていない上、「生命保険料」欄に同年 11 月の保険料控除額と同額が返還されている旨の記載があることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 56 年 11 月 6 日から 57 年 1 月 13 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

- 2 申立期間①のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月 31 日までについては、市役所の在職証明書及び雇用保険の記録により、申立人が 52 年 5 月 6 日から 53 年 3 月 31 日まで市役所 B 局で臨時的任用職員として、2 か月以内の契約期間で断続的に勤務していたことが確認できる。

しかし、市役所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 55 年 3 月 1 日であったことが確認できる。

また、昭和 55 年 3 月 1 日以前に、市役所内で適用事業所となっていた部署は、同市役所 F 局のみであり、同局の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立期間①のうち、昭和 53 年 4 月 1 日から 55 年 3 月 1 日までにについては、雇用保険の記録により、申立人が 53 年 8 月 1 日から市役所 C 局で勤務していたことは認められるが、同課の現在の担当者は、「申立人は嘱託として勤務していたが、当局が厚生年金保険の適用事業所となった 55 年 3 月 1 日以前については、被保険者となることは無く、被保険者となっていない者の給与から保険料を控除することは無い。」と証言している。

このほか、申立人が、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成7年3月から同年7月までを38万円、同年8月から8年2月までを41万円、同年3月から同年6月までを44万円、同年10月を28万円、同年11月から9年12月までを50万円、10年1月から12年11月までを59万円、同年12月から13年6月までを62万円、同年7月を56万円、同年8月から同年10月までを62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年2月20日から8年9月21日まで
② 平成8年10月9日から13年11月26日まで

私がA社（現在は、B社）で勤務した平成7年2月20日から8年9月21日までの期間及びC社（現在は、D社）で勤務した平成8年10月9日から13年11月26日までの期間の標準報酬月額が実際の報酬に見合っていないので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①のうち、平成7年3月から8年6月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、オンライン記録では、7年3月から同年9月までは36万円、同年10月から8年6月までは38万円となっている。しかし、申立人が所持する給与明細書に記載されている保険料控除額及び報酬月額

のそれぞれに見合う標準報酬月額と同額で、7年3月から同年7月までは38万円、同年8月から8年2月までは41万円、同年3月から同年6月までは44万円となっており、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っていることが確認できることから、7年3月から8年6月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、給与明細書から確認できる金額に基づき、標準報酬月額の記録を訂正することが妥当である。

なお、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の事業主は、履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成7年2月、8年7月及び同年8月の申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書に記載されている保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額と同額で、オンライン記録とも一致することから、記録訂正は行わない。

- 3 申立期間②に係る申立人の標準報酬月額については、オンライン記録では、8年10月から10年7月までは26万円、同年8月から11年9月までは17万円、同年10月から13年10月までは18万円となっている。しかし、申立人が所持する給与明細書に記載されている保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、8年10月は28万円、同年11月から9年12月までは50万円、10年1月から12年11月までは59万円、同年12月から13年6月までは62万円、同年7月は56万円、同年8月から同年10月までは62万円であることが確認できる（12年9月から同年11月までの期間及び13年7月については、報酬月額に基づく標準報酬月額の方が低額であり、これ以外の期間については、保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額は同額である。）ことから、8年10月から13年10月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、給与明細書から確認できる金額に基づき、標準報酬月額の記録を訂正することが妥当である。

なお、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料の事業主による納付義務の履行については、D社の事業主は不明であるとしているが、平成8年10月から13年10月までの約5年間において、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等を行う機会が複数回あったにもかかわらず、社会保険事務所がいずれの機会においても記録の処理を誤るとは考え難いことから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和29年7月1日から同年9月7日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を同年9月7日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、昭和29年9月7日から32年6月5日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、B社における資格取得日に係る記録を29年9月7日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年9月から30年9月までは9,000円、同年10月から32年5月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から32年6月5日まで

私は、昭和21年1月から33年1月までの間、A社及びB社で継続して勤務していた。事業所の名称がいつ変わったのかは分からないが、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和29年7月1日から同年9月7日までの期間については、オンライン記録によると、A社は同年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており（全喪）、B社は同年9月7日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることから、当該期間については、両事業所とも適用事業所となっていない期間である。

しかしながら、申立期間当時、A社及びB社の厚生年金保険被保険者資格

を有する元同僚は、「申立期間については申立人と一緒にA社で勤務しており、事業所の名称がB社に変わった認識は無かった。」と証言しており、昭和28年10月28日にA社の被保険者資格を喪失し、31年1月16日にB社で被保険者資格を取得している元従業員は、「厚生年金保険の加入記録どおり、いったん退職し、再就職したが、事業所の場所や工場内の設備等に変更は無かった。」と証言している。

また、A社に係る商業登記の記録及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、i) 両事業所は同一の場所で操業していたこと、ii) B社の事業主はA社の元取締役であったこと、iii) A社及びB社の両事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を有する元同僚は、事業所の名称が変わったとの認識は無かったと証言していることから、昭和29年9月7日に厚生年金保険の適用事業所となっているB社はA社の承継事業所であることが推認できる。

さらに、A社及びB社に勤務していた元同僚10人に対し、文書による聞き取り調査を行い8人から回答を得たが、そのうち3人(C職及びD職)は、「同様の業務に従事していた者で事業主が厚生年金保険に加入させていなかった例は無かった。」と証言しているところ、昭和29年9月7日前後に申立人の勤務形態に変更は無く、継続して勤務していたとしていることから、厚生年金保険料の控除が継続して行われていたと考えるのが相当であり、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間当時の厚生年金保険における適用事業所については、常時5人以上の従業員を使用する事業所(法人事業所を含む。)であることが要件とされているが、A社に係る厚生年金保険記号番号台帳によると、昭和29年8月16日に当該事業所に係る被保険者一人の資格喪失の届出が行われているものの、同事業所には、なお11人の被保険者がいることが確認できることから、適用事業所でなくなったとされる同年7月1日以降も適用事業所の要件を具備していたものと推認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和29年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に全喪しており、当時の事業主も亡くなっているため、当該期間に係る厚生年金保険料の納付状況を確認できないが、事業所は昭和29年7月1日に全喪していることから、社会保険事務所は同年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和29年9月7日から32年6月5日までの期間について

ては、A社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社の全喪年月日の29年7月1日に被保険者資格を喪失した元従業員49人のうち41人が、B社に係る同年9月7日の厚生年金保険の新規適用にあわせて同事業所で被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社からB社への事業の承継（従業員を含む。）が同年9月7日に行われたことがうかがえる。

また、B社で厚生年金保険被保険者資格を有する元同僚二人（昭和29年12月1日、31年1月6日にそれぞれ資格取得）はいずれも、「申立人は、私が入社した時には既に勤務していた。」と証言している上、前述の元同僚（B社での資格取得日は29年9月7日）の証言からも、申立人は、29年9月7日から32年6月5日までの期間にB社に勤務していたことが推認できる。

さらに、B社の当時の事業主は既に亡くなっており、厚生年金保険の加入等を確認することはできないが、同事業所で勤務したとする前述の元同僚3人は、「同様の業務に従事していた者で事業主が厚生年金保険に加入させていなかった例は無かった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和29年9月7日から32年6月5日までの期間、B社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同様にA社及びB社で勤務した元同僚の社会保険事務所の記録から、昭和29年9月から30年9月までは9,000円、同年10月から32年5月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定並びに事業主による申立てどおりの資格取得届などいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は昭和32年6月5日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る29年9月から32年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和38年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、2万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月1日から同年11月1日まで
昭和38年8月から39年1月まで、A社で勤務していた。1か月の空白があることに疑義がある。調査の上、訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたと主張しているが、オンライン記録によると、当該事業所はB社会保険事務所（当時）管内において昭和38年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、その後、同年11月1日にC社会保険事務所（当時）管内において新たに厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認でき、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録と一致している。

しかしながら、オンライン記録によると、昭和38年10月1日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した24人全員（申立人を含む。）が同年11月1日に同事業所において同資格を再取得していることが確認できる上、申立人及び複数の元同僚は、「当時、本社事務所の所在地は変わったようだが、仕事内容や勤務地を含む職務条件に変更は無く、勤務は継続していた。」とそれぞれ証言していることを踏まえると、同事業所は申立期間において適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

一方、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によると、A社のC社会保険事務所管内における適用年月日は、「昭和38年10月1日」と記載されていたも

のが「38年11月1日」に訂正されており、また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人を含む被保険者全員の資格取得日は、「昭和38年11月1日」と記載されているが、「資格取得年月日訂正39年1月9日」の押印記載があり、^{そきゅう}遡及して訂正されたと認められる。

さらに、前述の証言から、当該一連の事務処理は、A社における所在地変更に伴うものと推認できるところ、適用事業所の所在地が変更となった場合の取扱いについて、当時の事務処理方法は確認できないものの、当該所在地変更に伴う処理において、当初の資格取得日を1か月後に訂正する事務処理を行うことは不自然である。

これらを総合的に判断すると、A社の適用年月日及び申立人の資格取得日について、昭和38年10月1日から同年11月1日に訂正する処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格取得日は同年10月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和38年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月1日から同年5月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、資格喪失日（44年4月1日）及び資格取得日（44年5月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和46年10月1日から47年4月1日まで

A社で勤務していた期間のうちの1か月（申立期間①）と、同社を退職した直後、B社（現在は、C社）に入社した当初の6か月（申立期間②）については、厚生年金保険の記録が欠落しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、オンライン記録では、A社において昭和41年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、44年4月1日に同資格を喪失後、同年5月1日に同社において再度同資格を取得しており、申立期間①の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間①については、A社が作成している昭和43年10月1日現在及び45年12月1日現在の従業員名簿（隔年の作成で、46年は作成していない。）によると、申立人が同社D課に嘱託職員として勤務していたことが確認できる上、同社は、社会保険事務所（当時）の照会に対し、「申立人が申立期間①において嘱託職員であった。」と回答している。

また、A社は、「元従業員から、『当時、1か月のみ厚生年金保険の被保険者資格を喪失することは考えられない。』と聞いた。」としており、申立人と同じD課に所属していた別の元従業員も、「申立期間は、忙しい時期であり、1か月のみ退職するという事は考え難い。」と証言している。

さらに、E社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員の記録を確認したところ、当該事業所における同保険の加入記録が欠落している者はいない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、E社に係る昭和44年3月及び同年5月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、E社は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、C社は、「社員に聞いたところ、申立人が申立期間②に在籍していた。」と回答している。

しかし、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の資格取得日は昭和47年4月21日となっており、厚生年金保険のオンライン記録上の被保険者資格取得日（47年4月1日）及び健康保険厚生年金保険被保険者原票（紙台帳）の同資格取得日とはほぼ一致する。

また、B社の元同僚8人について、厚生年金保険と雇用保険の資格取得日を調査したところ、このうち7人については資格取得日が一致（残る一人は1日相違）していることが確認できることから、申立期間②当時、同社は、従業員を厚生年金保険と雇用保険に同時期に加入させていたことがうかがえる。

さらに、申立期間②当時のB社の代表取締役、経理・社会保険事務担当者及び顧問会計事務所の税理士（同社設立時からの顧問であり、現在は、同社の監査役）は、「給料から保険料を控除しているのであれば、社会保険事務所に正しい届出をしない、又は保険料を納付しないということはありません。」と証言している。

このほか、申立人が、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月30日から同年7月1日まで

私は、平成14年6月30日にA社を退職したが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日も同日になっている。資格喪失日は、本来同年7月1日であり、このことについては、同事業所も事務手続上のミスであると認めているので、資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成14年分給与所得の源泉徴収票及び賃金台帳（支給控除明細）により、申立人は、14年6月30日まで当該事業所で勤務し、同年6月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の賃金台帳により確認できる平成14年6月の厚生年金保険料の控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を平成14年6月30日と誤って届け出たことを認めていることから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和61年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月25日から同年4月1日まで

昭和61年3月25日付けの異動に伴い、厚生年金保険加入期間に1か月の未加入期間が生じているが、雇用契約は中断することなく継続しているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した人事記録及び雇用保険の被保険者記録等から判断すると、申立人は昭和43年4月1日から現在に至るまで同社に継続して勤務し（61年3月25日に同社本部から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和61年2月のA社に係る社会保険事務所（当時）の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付を確認できる関連資料が保存されていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から平成3年3月まで

私が昭和58年11月に前妻と離婚するまでは、前妻が申請免除の手続きを行ってくれていたが、離婚後は毎年自分で申請免除の手続きを行っていた。

また、平成7、8年ごろに、市役所の窓口で、「あなたの場合は、このまま60歳まで保険料を納めたとしても、納付月数が足りないので年金をもらえないが、さかのぼって保険料を納めたら、60歳になった時点で受給資格を満たすので、年金がもらえるようになる。」という旨の説明を受けたので、保険料をさかのぼって納付した。

私の年金記録を確認したところ、申請免除期間であるはずの昭和59年4月から平成3年3月までの期間が未納とされていたが、当該期間が未納期間であるならば、私は60歳までに年金の受給要件を満たすことは出来ないので、申立期間以後に保険料の免除手続きや納付を行わなかった。申立期間が免除されていたことは間違い無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年度から平成2年度までの国民年金保険料の申請免除の手続きについて、毎年、市役所で自ら行っていたとしているが、同市が保管する被保険者名簿を見ると、申立人は昭和59年9月30日から平成7年10月8日までの間、国民年金の「不在被保険者」として記録されていることから、同市（国民年金担当）では、上記の期間中は申立人の居住地を把握していなかったものと推認され、申立人の申立期間に係る保険料の申請免除の手続きが毎年行われていたものとは考え難い。

また、仮に、申立人が申立期間の国民年金保険料の申請免除の手続きを毎年行い、承認されていたとすれば、社会保険事務所（当時）及び市のいずれにおい

ても、7年もの長期にわたり、その記録が漏れるとは考え難い。

さらに、申立人は、平成7、8年ごろに保険料をさかのぼって納付するに当たり、市役所の窓口で「保険料をさかのぼって納めた場合、60歳になった時点で受給資格を満たすので年金がもらえるようになる。」という旨の説明を受けたとしているが、市が保管する被保険者名簿には、「7. 10. 9来庁、『特例任意加入しても年金受給したい』、社保にTELしたらAで不在になっていた。」と記載されている上、申立人の国民年金保険料の免除期間が72月、厚生年金保険被保険者期間が41月であることを確認した旨の記載もあることから、7年10月9日時点において、市の担当者は、申立人がさかのぼって保険料を納めたとしても、60歳到達時において年金受給資格を満たすことができないことを説明していたことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、かつ、口頭意見陳述においても、申立内容を裏付ける新しい陳述や証拠を得ることができず、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年7月及び同年8月並びに15年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年7月及び同年8月
② 平成15年3月及び同年4月

平成12年6月にA社を退職後、市役所で国民年金保険料について相談をした際、免除制度についての説明を受けた上で国民年金の加入手続をした。加入した年は免除もしていたが、その後の国民年金の期間はすべて保険料を納めてきた。A社を退職後は、免除期間を除き、妻が夫婦二人分の保険料を金融機関において納付書で納付しており、妻だけが未納となっている期間があるが、私の分だけを納付するとは考えられないため、年金記録がおかしいと思う。申立期間に係る領収書は紛失してしまい手元に無いが、保険料を納めたのは間違い無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、申立人の妻が夫婦二人分の納付を行っていたとしているが、オンライン記録によると、申立人の妻についても、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納であることが確認できる。

また、申立期間①及び②は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、保険料の収納事務が電算処理により行われていたことから、この当時における記録管理の信頼性は高いものと考えられ、申立人及びその妻の納付記録が2度にわたって同時に抜け落ちたとは考え難い。

さらに、申立期間②については、その直後から勤務している事業所が保管する平成15年から17年までの年末調整の控えを見ると、社会保険料控除額には、当該期間の国民年金保険料額が含まれていないことが確認できることから、当該期間の国民年金保険料を納付していたものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から53年3月まで

私は、昭和53年ごろに市役所で国民年金の加入手続を行い、職員から5年と10年さかのぼって保険料をかけられると言われて、後日、10年さかのぼって保険料を納めた。そのころは、まだまだ生活が苦しく大変だったので、特例納付保険料として、4、5万円の大金を持って行ったことは忘れられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年ごろに、特例納付により10年分さかのぼって国民年金保険料を納付したとしているが、申立人は、任意加入被保険者であることから、制度上、特例納付を行うことができない。

また、申立人は、市役所の窓口で特例納付を行ったとしているが、市によると、市役所の窓口で特例納付による国民年金保険料を納付することはできなかったとしている。

さらに、申立人は、昭和53年ごろに、特例納付により10年間さかのぼった保険料として、4、5万円支払ったとしているが、特例納付により10年(120か月)さかのぼって国民年金保険料を納付した場合、48万円が必要となり、申立人が主張する金額と大きく相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年10月まで

国民年金制度が始まった昭和36年4月には、私は20歳になっていたのに、同居していた母が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、婦人会の集金人に私の保険料を納めてくれていた。当時の保険料は1か月当たり100円程度で、国民年金手帳に切手のようなものを貼付^{ちようふ}してもらっていた。

私の年金記録を確認したところ、昭和49年12月に国民年金に加入した記録になっていたが、私が39年10月に結婚するまでは、母が私の国民年金保険料を納めてくれていたので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付を申立人の母親が行っていたとしているものの、その母親は既に亡くなっているため、申立人の国民年金の加入及び納付状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年12月12日に払い出されていることが確認でき、同手帳記号番号の払出し時点においては、申立期間は時効によりさかのぼって保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間のうち、昭和36年7月1日から39年3月16日までは厚生年金保険被保険者期間であることから、国民年金保険料を納付していたとは推認し難い上、申立人及びその母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年5月までの期間、同年6月から43年2月までの期間及び同年3月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年5月まで
② 昭和39年6月から43年2月まで
③ 昭和43年3月から48年3月まで

私は、兄嫁に、サラリーマンの妻でも国民年金に加入できると教えられ、町役場で加入手続きを行い、自宅を訪れる集金人に保険料を納付していた。当時は、国民年金保険料を納付するごとに、印紙をノートのようなものに貼り付けていたと記憶している。また、転居後のA市及びB市においても、転入後、直ちに国民年金の手続きを行い、保険料も納付し続けた。特に、B市では、近くに住んでいたCさんという女性が保険料を集めに来られ、親しくなったCさんから、付加保険料についても案内され、その納付手続きを行った。

ところが、私と同程度の期間、保険料を納付していた兄嫁の年金受給額が私の年金額よりも多いことを知った。消えた年金記録問題が公になったことで、私の年金記録も消えたと思わざるを得ない。保険料を納付したことを証明できる当時の家計簿は震災で紛失してしまい、保険料を納付したことを証明できるものは無いが、申立期間の保険料を納付しているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろ、町役場において、国民年金の加入手続きを行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、48年1月に払い出されている上、B市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、同年4月25日に任意加入の被保険者として国民年金被保険者資格を新規に取得している旨の記録が確認できることから、このころに

加入手続が行われたものと推認され、任意加入の被保険者である申立人は、申立期間①、②及び③の保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、申立人が、昭和 36 年 4 月ごろに加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間③において、C という集金人に保険料を納付したとしているが、B 市人事課によると、当該期間において、「C」及び「D」という字の使われる姓の集金人の在籍記録は確認できないとしており、申立内容と一致しない。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月

私は、平成13年9月末日でA社を退職し、同年11月にB社に再就職した。10月の時点では、厚生年金保険から国民年金の切替手続はできていなかったが、11月ごろに市役所から請求書が送られてきたので、妻と一緒に国民年金保険料を納付した。

ねんきん記録便が送られてきて、A社を退職後、国民年金の保険料が納付されていない期間があることを知った。妻についてはその期間について保険料の納付記録があるのに、私の納付記録だけが欠けている。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年9月にA社を退職し、同年11月ごろに市役所から請求書が送られてきたので、妻と一緒に国民年金保険料を納付したとしているが、市によると、申立人の妻に係る国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認届書が同年11月15日に、国民年金被保険者関係届書が同年12月20日にそれぞれ提出されていることが確認できるものの、申立人に係る国民年金被保険者関係届書等の提出については確認できないとしており、申立人が市において国民年金に加入した記録は無く、申立期間について未加入期間とされているオンライン記録と一致しており、申立人が申立期間について国民年金の被保険者として取り扱われていたとは考え難い。

また、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、保険料の収納事務が電算処理により行われていたことから、この当時における記録誤りは考え難い上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間につい

て、納付書が発行され、保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 6 日から 43 年 6 月 30 日まで

A社が経営する店「B店」で勤務し、入社3年目の春には責任者になったが、昭和43年6月に退職した。同社は、様々な会社を経営しており、総務部もあるきちんとした会社なので、私が同社で勤務していた厚生年金保険被保険者期間が1か月しか無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社によると、「申立期間当時、B店で勤務していた者の社会保険関係の届出及び給与計算は当社で行っていた。」としているところ、元同僚の証言及び雇用保険の記録から、申立人が、申立期間の一部を含む昭和38年10月1日から41年9月25日までB店で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社の現在の担当者は、「当社には、申立人に係る『健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書』の控えは残っており、ほかに当時の関係資料が無いため、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。」としている上、申立人が当時副店長であったとする元同僚も、「申立人のことは覚えているが、勤務していた時期までは分からない。」と証言しており、申立期間のうち、昭和41年9月26日以降については、申立人の勤務状況も確認できない。

また、A社に昭和33年に入社し、申立期間当時にはC部に所属していた者は、「申立期間当時、サービス業は厚生年金保険に任意加入であったため、本人からの申出があれば加入させていたが、従業員のほとんどは加入していなかったと思う。」と証言している。

さらに、i) 申立人が、自身とほぼ同時期に入社し、同業種であったとする元同僚は、昭和40年2月1日にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得して

おり、申立人の資格取得日（39年7月1日）と相違していること、ii）B社で4、5年勤めたとする上記元副店長の同社での被保険者記録が、41年1月から同年10月までの10か月間のみ確認できること、iii）現在の同社の役員が「入社後最初の数年間については、厚生年金保険の被保険者記録が無い。」と証言していることから、同社では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させておらず、勤務期間のすべてについて厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、健康保険の番号に欠番が無く、同名簿の申立人に係る記録の備考欄には、健康保険証が昭和39年8月27日に返納されたことを示す記録がある。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 52 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 4 月 1 日から 52 年 3 月 31 日までの間、A社B事業所において継続して勤務していたが、申立期間の標準報酬月額には残業代や交通費等が加算されておらず納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B事業所に係る厚生年金保険の標準報酬月額のオンライン記録について、昭和 44 年 4 月の入社時から 52 年 3 月末に退職するまでの間、給与の基本給のみの金額であり、残業手当及び交通費等の各種手当が反映されていないとして申し立てている。

しかしながら、A社は、「当社が保管する申立人に係る社員台帳から基本給については確認できるが、申立期間当時の賃金台帳が残っていないため、各種手当の支給状況については確認できず、申立期間の厚生年金保険料控除額については確認することができない。」と回答している。

また、A社が保管する申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、資格取得時及び資格喪失時の標準報酬月額はそれぞれ 2 万 4,000 円及び 11 万 8,000 円であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間当時にA社B事業所において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員が所持する給与明細書（昭和 48 年以降）によると、給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、時間外手当等の各種手当は「支給金

合計」に加算されていることが確認でき、交通費は「支給金合計」には含まれていないものの、同社は、「給与明細書の内訳では、交通費は『支給金合計』には含まれていないが、標準報酬月額算定基礎届には、交通費も含めて届け出ている。」と回答している。

加えて、上記の元従業員以外に、申立期間にA社B事業所で厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員20人を把握し、聞き取り調査を行った結果、当時の給与明細書を所持している者はおらず、当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額等は確認できないものの、そのうちの6人及び前述の給与明細書を所持している元従業員は、「社会保険庁（当時）に記録されている自身の標準報酬月額は正当なものである。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
② 平成 11 年 3 月 16 日から同年 4 月 15 日まで

私は、平成 5 年 10 月から 3 か月間、A 社の本部で勤務していたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間①）。

また、平成 11 年 3 月には、B 社に入社して C 営業所で勤務したが、入社当初の 1 か月間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間の前後は、それぞれ、それまで勤務していた会社と B 社で加入記録があり、妻の年金の加入記録も当該期間の前後を通じては途切れなく続いているので、私の加入記録が 1 か月途切れているのはおかしい（申立期間②）。

上記の二つの期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が A 社に提出した履歴書に、同社が申立人の入社日を平成 5 年 10 月 4 日と記載していることから、申立人が同日から同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の履歴書に申立人の退職日は記載されていないため、申立期間①（その一部の場合も含む。）において A 社の本部で勤務し厚生年金保険の被保険者期間を有する従業員（元従業員を含む。）に対して文書照会したが、回答があった 8 人のうち 7 人が申立人を記憶しておらず、申立人を記憶している残る一人も申立人の退職日までは記憶していない上、申立人の申立期間①における雇用保険被保険者記録も確認できないため、申立人の在籍期間を確認することができない。

また、A 社の顧問となっている社会保険労務士事務所は、「すべての従業員を、雇用保険と同時に、健康保険・厚生年金保険にも加入させていた。届出が遅れることがあっても、入社時にさかのぼって加入させていた。申立人が平成 5 年 10 月 4 日に入社し、翌月の給与の締め日である同年 11 月 15 日

時点で在籍していたのであれば、給与から控除する保険料額を確定する必要があることから、そのころには加入手続を行っていたはずであり、当該時点で在籍していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入手続をとらなかったとは考えられず、当事務所が保管する被保険者台帳に申立人の記録は無い。」としていることから、申立人は、厚生年金保険の加入手続が行われる前に、A社を既に退社していた可能性も考えられる。

- 2 申立期間②については、B社において当該期間(その一部の場合も含む。)に厚生年金保険の被保険者期間がある従業員(元従業員を含む。)に対して、文書照会したが、回答があった11人全員が申立人を記憶していない。

また、B社での被保険者資格取得日が申立人と同じ平成11年4月15日であることが確認できる別の従業員は、「申立人と一緒に11年4月15日に入社した。」と証言している。

さらに、B社の人事部は、「厚生年金保険、健康保険及び雇用保険については、被保険者資格取得日が同日になるように届け出ている。」としており、オンライン記録及び公共職業安定所の記録によると、同社人事部の説明のとおり、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日と雇用保険の被保険者資格取得日は一致していることが確認できる。

加えて、申立人は、妻の年金記録が当該期間の前後を通じて国民年金の第3号被保険者(厚生年金保険等の加入者の被扶養配偶者)となっていることから、扶養配偶者である申立人は、当該期間において当然に厚生年金保険に加入していることになると主張している。

しかし、申立人の妻が、年金記録上、当該期間において第3号被保険者となっている理由は、申立人の当該期間における厚生年金保険の被保険者資格の喪失(平成11年3月16日、D社)及び取得(同年4月15日、B社)に伴い、申立人の妻が、自身の国民年金被保険者資格の喪失及び取得の手続を行わなかったために、同年3月16日以降も引き続き第3号被保険者のままとなっているものと考えられる。

したがって、申立人の妻が、現在の年金記録上、当該期間において第3号被保険者であることをもって、申立人が当該期間において厚生年金保険に加入していたと認めることはできない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無い上、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 10 日から 36 年 8 月 31 日まで

私は、前事業所を昭和 34 年 11 月に退職してすぐにA社に入社したが、入社してからの約 2 年の厚生年金保険被保険者記録が空白になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 34 年 11 月 10 日から 39 年 7 月 25 日までの間、A社に継続して勤務していたとしているところ、同社が加入しているB健康保険組合によると、「申立人は 35 年 8 月 8 日から当健康保険組合の被保険者となっている。」としていることから、申立人は、申立期間のうち同健康保険組合の被保険者となった時点においては同社に勤務していたと推認できる。

しかしながら、A社によると、「申立期間当時の人事記録は残っておらず、当時の担当者も既に亡くなっていることから、当時の状況は不明であるが、当社が保管する厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和 36 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得し、39 年 7 月 26 日に同資格を喪失している記載が確認でき、オンライン記録と一致しており、仮に申立期間に勤務していたとしても、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったのではないかと思う。また、申立期間当時には厚生年金保険料の控除による給与支給額の減額を嫌がる従業員もおり、健康保険のみ加入させていたことがある。」と回答している。

また、申立人が記憶する元上司を含め、申立期間においてA社で厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員 5 人を把握し、全員から聞き取り調査を行った結果、申立人の氏名を記憶しているとする元上司及び元従業員二人の証言は得られたものの、元上司は、「昭和 35 年ごろに申立人と一緒に勤務した記憶がある。」と証言し、元従業員二人は、「勤務していた期間についてまでは不

明である。」と証言している上、残る二人は、「申立人を記憶していない。」と証言しているなど、申立人が勤務していた期間を特定できる具体的な証言を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において被保険者資格を取得している者の中に、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、当該名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 15 日から 34 年 1 月 19 日まで
中学校を卒業後、A社（現在は、B社）に入社し、途中、C部門が独立して設立されたD社に引き続き職人として勤務したが、申立期間の年金記録が空白である。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

B社及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の両方において、被保険者記録の確認できる14人（申立人を除く。）のいずれもが、D社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和33年4月1日にB社での被保険者資格を喪失し、同日に、D社で同資格を取得しているところ、申立人のみが、同社の新規適用前である32年2月15日にB社での被保険者資格を喪失し、D社で34年1月20日に同資格を取得していることが確認できる。

また、B社及びD社を通して厚生年金保険被保険者記録が継続し、所在が確認できた元従業員5人に、申立人の申立期間に係る在籍及び厚生年金保険への加入状況について照会したところ、そのうち3人から回答があり、その中の一人は申立人のことを記憶していたものの、申立人が申立期間においても在籍し厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

また、B社及びD社によると、申立期間当時の資料は震災等により保管されておらず、D社の当時の事業主及び給与事務担当者は既に死亡している上、同社の現在の事業主も病氣療養中であること等により、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人は、B社において、昭和26年4月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、32年2月15日に同資格を喪失後、D社において34年1月20日に同資格

を再取得していることが認められ、オンライン記録と一致している上、B社及びD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に整理番号の欠番等は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1600 (事案 505 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 9 日から 35 年 2 月 1 日まで
② 昭和 35 年 2 月 1 日から 39 年 8 月 21 日まで

前回の申立てに対する審議結果において、A社本店の申立期間当時の事務担当者が「女性が辞めるときには、脱退手当金の手続を希望するかどうか確認し」とあるが、私はそのような相談を受けていない。仮に、そのような相談を受けていたら、B社で勤務していたことを話していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間②において勤務していたA社本店においては、申立人を含め退職者の脱退手当金について、事業主による代理請求が行われていたものと考えられること、ii) 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和39年12月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年3月27日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時のA社本店の事務担当者から、脱退手当金の代理請求について説明を受けた覚えが全くない旨を主張している。

しかしながら、当該主張のみをもって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情があったとは認められない上、当該主張以外に申立人から新たな関連資料及び周辺事情の提示は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年ごろから 35 年ごろまで
② 昭和 37 年ごろから 39 年ごろまで

申立期間①については、A社で勤務し、B業務等をしていた。申立期間②については、C社でD業務をしていた。どちらも勤務していたことは間違い無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社（個人事業所）で勤務していたとしているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）は見当たらず、オンライン記録においても、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、申立人は、申立てに係る事業所で勤務した期間及び申立期間①当時の元同僚等の氏名を記憶していないことから、同僚調査等を行うことができず、申立人の勤務状況を確認することができない。

2 申立期間②については、申立人は、C社で勤務していたとしているが、当該事業所については、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無い上、当該事業所に係る被保険者名簿は見当たらず、オンライン記録においても、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、申立人は、「入社した当初はE社という名称の事業所であったが、後にC社という名称に変更になった。」と記憶しているが、E社についても、被保険者名簿は見当たらず、オンライン記録においても、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

さらに、申立人は申立期間②当時の元同僚等の氏名を記憶していないこと

から、同僚調査等を行うことができず、申立人の勤務状況を確認することができない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1602

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月1日から21年2月14日まで
② 昭和28年7月1日から同年10月1日まで
③ 昭和29年1月1日から同年3月2日まで

申立期間①について、昭和19年4月1日にA社（現在は、B社）に入社し、24年9月まで勤務したが、20年9月1日から21年2月14日まで厚生年金の記録が欠落している。申立期間②について、昭和28年7月1日から勤務し始めたが同年10月からしか厚生年金の記録が無い。申立期間③について、29年3月2日まで勤務したが同年1月1日までの記録しか無い。調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社によると、当時の資料は保存しておらず、申立人に係る厚生年金保険の加入状況は不明であるとしている上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、終戦時に厚生年金保険の被保険者であった約580人のうち560人（申立人を含む。）が、終戦から昭和20年11月にかけて同資格を喪失していることが確認できる。

また、当該名簿により、社会保険事務所（当時）における被保険者資格取得届の受理番号が同じであることが確認できる20人のうち19人（申立人を含む。）については、資格喪失日が昭和20年8月31日になっており、そのうち住所が確認できた11人に申立期間①当時の状況について照会したところ、回答があった10人のうち6人が、「私は、20年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した。」とそれぞれ証言している。さらに、昭和20年11月以降も厚生年金保険被保険者記録が継続している元従業員も、「私は、残務整理などで引き続き務めたと思う。終戦でみんなは会社を辞めたが、

私はすぐに、引き続き勤務（人事部の事務）するよう要請があり、また勤務し始めた。」と証言しており、大半の者は、終戦に伴い厚生年金保険の被保険者資格を喪失していたことがうかがえる。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①において申立人の氏名は確認できない上、整理番号の欠番等は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間②及び③について、現在、C社は存続しておらず、当時の状況が不明である上、当該事業所の元事業主も既に亡くなっていることから、申立人の当該期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②及び③に同社に在籍していたことが確認できる18人のうち、住所が確認できた一人に照会を行ったが、「申立人についてはC社に勤務していたと思うが、詳しいことは覚えていない。」と回答しており、申立人の当該期間における厚生年金保険の加入状況については確認できなかった。

さらに、当該名簿によると、申立期間②及び③において申立人の氏名は確認できない上、整理番号の欠番等は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 1 日から 34 年 3 月 31 日まで
② 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 2 月 20 日まで

私は、昭和 33 年 3 月 1 日から 34 年 3 月 31 日までの間、従兄弟と一緒に A 社に勤務し、同年 4 月 1 日から 35 年 2 月 20 日までの間も、B 社(現在は、C 社)の現場監督の D 氏の紹介で従兄弟と一緒に同社で勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が全く無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 33 年 3 月 1 日から 34 年 3 月 31 日までの間、A 社に継続して勤務していたとしているところ、同社の所在地及び当時の業務内容を具体的に記憶しており、申立期間①当時一緒に勤務したとする従兄弟の配偶者も、「夫は申立人と一緒に勤務していた。」と証言していることから、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、「人事記録等を確認したが、申立人が当社に勤務していたことを示す資料は確認できない。」と回答している上、申立人は、申立期間①における給与について日給であったとしているところ、同社は、「正社員は固定給であり、正社員以外は厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答しており、当時の経理事務を担当していた元従業員及び労務事務を担当していた元従業員も「申立人のような作業員については、健康保険及び雇用保険には加入していたが、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

また、申立人の従兄弟は既に亡くなっており、申立期間①当時の状況を確認できないため、申立期間①に A 社で厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員 4 人を把握し、聞き取り調査を行ったが、このうち一人は、「申立人と同じ姓の従業員を記憶しているが、その人が申立人かどうかは分からない

い。」と証言し、残る3人は、「申立人を記憶していない。」と証言しており、申立人が申立期間①に同社において在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①において被保険者資格を取得している者の中に申立人及びその従兄弟の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、当該名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和34年4月1日から35年2月20日までの間、B社に継続して勤務していたとしているところ、同社の所在地及び当時の業務内容を具体的に記憶しており、申立期間②当時一緒に勤務したとする従兄弟の配偶者も、「夫は申立人と一緒に勤務していた。」と証言していることから、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社は、「申立人を紹介したとするD氏については社員台帳により確認できたが、申立人については社員台帳及び社会保険台帳を精査したが、確認できない。」と回答しており、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人の従兄弟は既に亡くなっており、申立期間②当時の状況を確認できないため、申立期間②にB社で厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員23人を把握し、聞き取り調査を行ったが、全員が「申立人を記憶していない。」と証言している上、申立人は申立期間②における給与について日給であったとしているところ、当時の人事業務を担当していた元従業員によると、「正社員は固定給であり、それ以外の者は厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②において被保険者資格を取得している者の中に申立人及びその従兄弟の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、当該名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 2 月 5 日から 34 年 2 月 4 日まで

私よりも 2、3 年後から A 社に入社した元同僚は、厚生年金保険の被保険者記録が昭和 32 年 12 月から始まるのに、私の厚生年金保険の加入記録が 34 年 2 月 5 日から 35 年 3 月 20 日までの期間となっていることに納得できない。

私は B 業務で、元同僚は B 業務の助手をしており、当時、家が近かったので、彼を車に乗せて一緒に出勤したことを覚えている。事業主や、ほかの元同僚の名前も 5 人覚えており、当時の記憶は間違い無いので、私の A 社における厚生年金保険の加入時期を昭和 30 年 2 月 5 日として、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における厚生年金保険の被保険者期間は、申立期間直後の昭和 34 年 2 月 5 日から 35 年 3 月 20 日までの期間となっており、同社の労働者名簿に記載されている申立人の雇用期間（34 年 2 月 1 日から 35 年 3 月 20 日まで）とほぼ一致している。また、元同僚の一人が、「申立人は同社に勤務していたが、在籍期間については不明である。」と証言しているため、申立人が申立期間において在籍していたことを確認することができない。

また、オンライン記録によると、A 社の厚生年金保険の新規適用日は昭和 32 年 12 月 1 日であり、申立期間のうち、同日より前の期間については、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、A 社において、厚生年金保険の新規適用日に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員に対し文書照会を行ったところ、回答があった 8

人の中に、「新規適用日より前に給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と回答した者は無く、申立人が、申立期間のうち、昭和30年2月5日から32年12月1日（新規適用日）までの期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、元同僚の一人が、業務委託契約の社員がいた旨証言していること、及び申立人が記憶する元同僚5人のうち、3人に厚生年金保険加入記録が確認できないことから、A社では、申立期間当時、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年8月27日から27年5月1日まで
② 昭和27年7月29日から34年12月1日まで

私は、中学校卒業後の昭和24年ごろからA社の工場内の寮で、確実に3年程度は働いていたことを記憶している。また、A社がB社となってからも、職人として、昭和37年ごろまで合計13年程度勤務していたのに、26年8月27日から27年5月1日までと27年7月29日から34年12月1日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の親族及び複数の元同僚の証言により、申立人は、申立期間ごろに当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、i) 当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和26年6月1日）に被保険者となった12人中3人が、申立人の1度目の被保険者資格喪失日の属する月（同年8月）と同月に資格喪失していることが確認できること、ii) そのうち所在が確認できた一人は、同月後も勤務していたのに厚生年金保険被保険者記録が無いと証言していること、iii) 複数の元同僚が記憶している勤務期間とそれぞれの厚生年金保険被保険者期間に約1年から7年の相違があること等が確認できることから、申立期間当時、当該事業所では、勤務期間のすべてについて厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、被保険者名簿によると、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番等が無いことから、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当

たらない上、申立人の2度の被保険者資格取得（昭和26年6月1日及び27年5月1日）に係る厚生年金保険被保険者記号番号は異なっていることが確認できるところ、それぞれの同台帳記号番号に係る払出日及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録に不自然な点も見られない。

さらに、申立人、元事業主の親族及び元同僚は、「A社は、昭和29年ごろ、B社へと事業所の名称を変更した。」と証言しているが、被保険者名簿及びオンライン記録において、A社は同年9月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、事業所名簿検索及びオンライン記録において、B社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

加えて、元事業主及び当時の給与計算事務担当者は既に死亡しており、元事業主の親族も申立期間当時の資料を保存していないことから、被保険者名簿及びオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所であった昭和26年6月1日から29年9月26日までに被保険者資格を取得している18人を把握し、所在が確認できた6人に対して申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、そのすべてから回答があったものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1606

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月10日から30年7月25日まで

私は、申立期間当時、A社で住込み従業員として勤務していたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が、間違っただ姉のものとなっている。勤務していたことは間違い無いので、私の記録として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶、及び申立人が記憶する事業主の親族の証言から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人がA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったとする記録は確認できない上、申立人より先に同社で勤務したとする申立人の姉についても、当該事業所で被保険者であったとする記録は確認できない。

また、A社は、昭和63年7月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の同社の事業主及び事務担当者も既に死亡しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険への加入状況について確認することができない。

一方、申立人の姉については、B社C工場において、昭和27年9月10日から30年7月25日まで厚生年金保険被保険者であった記録(同姓でほぼ同じ名前(一字違い)、同じ生年月日で、かつ、他事業所における申立人の姉の厚生年金保険被保険者番号と同一番号)が存在するものの、申立人の姉は「私はB社で働いたことがなく、当該記録は自分のものではない。」と主張しており、当該記録は、申立人の姉のオンライン記録に未統合のままとなっている。

申立人は、当該未統合記録を、「自身がA社で勤務した期間に係る厚生年金

保険被保険者記録である。」として申し立てているが、当該未統合記録は、上記のとおり、B社C工場に係る記録であることから、申立人の主張は認めることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1607

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年8月1日から28年1月28日まで
② 昭和29年8月1日から30年10月21日まで

申立期間①はA社にて、申立期間②はB社にて、勤務していた。過去に働いていなかった期間など無く、空白期間（未納期間）があるはずがない。よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社において勤務していたと主張している。

しかしながら、A社によると、当時の雇用関係書類等が無く、当時の状況を知る者もいないため、申立人の在籍及び厚生年金保険の加入状況等は不明であるとしている上、当該事業所の創業（昭和27年1月*日）以前から在籍していたとする元事務担当者、及び当該事業所で昭和27年10月1日から30年8月31日までの厚生年金保険被保険者記録が確認できる元修理工員は、いずれも、申立人の氏名を記憶していないとしている。

また、A社は、オンライン記録によると、昭和27年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち、26年8月1日から27年5月31日までの期間については、適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、申立期間①のうち、昭和27年6月1日から28年1月28日までの期間については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該期間に申立人の氏名の記載は無い上、整理番号の欠番等は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、上記の被保険者名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事

業所となった昭和 27 年 6 月 1 日から、申立期間①の終期の 28 年 1 月 28 日までの間に被保険者資格を有する 30 人を把握し、このうち所在が確認できた 3 人に申立人の在籍及び厚生年金保険の加入状況について照会し、その全員から回答があったものの、申立人が申立期間①において在籍し、厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

- 2 申立期間②については、申立人が申立期間②の後に勤務していた C 社の人事記録において、昭和 29 年 4 月から 30 年 8 月までの期間に B 社で修理工員として勤務していた記載が確認できる。

しかしながら、B 社によると、当時の雇用関係書類等が無く、当時の状況を知る者もないため、申立人の在籍及び厚生年金保険の加入状況等は不明であるとしている上、当該事業所で昭和 30 年 1 月 24 日から同年 10 月 13 日までの厚生年金保険被保険者記録が確認でき、申立期間②の直前の勤務先が申立人と同一である元職員、及び当該事業所で 30 年 5 月 1 日から 45 年 1 月 5 日までの被保険者記録が確認できる元職員は、いずれも、申立人の氏名を記憶していないとしている。

また、B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②に申立人の氏名の記載は無い上、整理番号の欠番等は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、上記の被保険者名簿により、申立期間②に被保険者資格を有する 69 人を把握し、このうち所在が確認できた 6 人に申立人の在籍及び厚生年金保険の加入状況について照会し、そのうち 4 人から回答があったものの、申立人が申立期間②において在籍し、厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月1日から31年4月29日まで

私は、昭和28年6月にA社に入社して、31年4月末にB社に転職するまでの間、A社に継続して勤務していたが、29年3月1日以降の期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和28年6月から31年4月末に転職するまでの間、A社に継続して勤務していたとしているが、オンライン記録によると、同社は29年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できることから、申立期間については、同社が厚生年金保険の適用を受けていない期間である。

また、A社の申立期間当時の事業主及び経理担当者は既に亡くなっているため、当時の状況について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が適用事業所でなくなった日（昭和29年3月1日）と同日付けで申立人を含む19人が被保険者資格を喪失していることが確認でき、そのうち連絡先が判明した元従業員4人から聞き取り調査を行ったところ、全員が「申立人がいつまで勤務していたかは分からない。」と証言している上、同社の元事業主の弟によると、「29年ごろは経営が苦しかったため、同年3月1日付けで事業所として厚生年金保険の加入をやめたのではないか。」と証言している。

加えて、上記の被保険者名簿によると、申立人については昭和29年3月1日の資格喪失に伴い健康保険証を返納したことを示す「証返」の記載が確認でき、当該記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 9 月 1 日から 31 年 3 月 31 日まで

昭和 30 年 9 月 1 日から、A社B事業所に入り、31 年 3 月 31 日まで勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が無い。昼勤、夜勤の 12 時間交代で働き、休みもほとんど無かった。健康保険証はもらっていて、辞める時に返却してきた覚えがある。調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な供述及び申立人の主張する仕事内容と元同僚から得た証言内容が符合することから、期間は特定できないものの、申立人が季節労務者としてA社B事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社によると、「申立期間当時の資料は保管されておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。」としている。

また、申立人と同時期から 8 年間季節労務者としてA社B事業所に勤務していたとする元従業員は、「季節労務者は秋から春にかけての冬期と、春から秋にかけての夏期があり、冬期の季節労務者は多数いたため、厚生年金保険には加入させていなかった。夏期の季節労務者は十数人と少人数であったため厚生年金保険に加入させていた。夏期から継続して冬期も労務者であった者は冬期も厚生年金保険に加入していた。」と具体的に証言しているところ、オンライン記録によると、当該元従業員が年間を通して勤務していたとする期間についての厚生年金保険被保険者記録は確認できるものの、冬期みの季節労務者であったとする期間についての同記録は無く、当該元従業員の証言と一致していることが確認できる。

さらに、正社員で勤務していたとする元従業員は、「正社員でも入社と同時

になかなか厚生年金保険には加入させてもらえず、最初から厚生年金保険に加入させていたということはあまり考えられない。季節労働者で勤務期間が7か月の者の場合、試用期間が3か月として、残りの4か月だけを社会保険に加入させることは考えにくい。」と証言しており、複数の元従業員が同様に「入社と同時に厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1610

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 6 月 1 日から 32 年 10 月 29 日まで
私は、昭和 32 年 11 月に結婚のため、上司に退職を申し出て退職した。その際、退職金など何も受け取っていないのに、脱退手当金が支給された記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 42 日後の昭和 32 年 12 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設（昭和 36 年）前であり、年金を受給するためには厚生年金保険に 20 年以上加入する必要があったことから、申立てに係る事業所を退職後、59 年 5 月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1611

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 9 月から 28 年 3 月 1 日まで
② 昭和 29 年 8 月 25 日から 32 年 3 月まで

私は、昭和 27 年 9 月ごろから 32 年 3 月ごろまで、A 町（現在は、B 町）にある C 社（現在は、D 社）の事務所で勤務していた。

昔のことなので、勤務していた期間をはっきりと覚えているわけではないし、厚生年金保険に加入していたことを意識していたわけでもないが、社長以外に社員は私だけだったことや、事務所が二度移転し、二度目の移転先は一度目の移転先のすぐ近くだったことを記憶しているので、申立期間において厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間①及び②において C 社で厚生年金保険の被保険者資格を有する元従業員のうち、所在が確認できる 3 人に文書照会したところ、そのうちの一人から回答を得たが、申立人に係る具体的な勤務実態についての証言を得ることはできない。

また、D 社は、「人事記録等の資料は保存されておらず、厚生年金保険関係の処理については不明である。」と回答しており、オンライン記録によると、C 社（支店を含む。）の厚生年金保険新規適用日は、昭和 28 年 3 月 1 日となっており、申立期間①は、同社が厚生年金保険の適用を受ける前の期間であることが確認できる。

申立期間②については、C 社の商業登記簿によると、申立人が勤務していたと考えられる同社 E 支店は、昭和 28 年 12 月 25 日に事務所を F 地区に移転したものの、約 9 か月後（当該期間の始期から約 1 か月後）の 29 年 9 月 21 日には廃止されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人がC社の社長であったと主張する者も、申立人と同様に、昭和29年8月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、商業登記簿によると、上記の者は、申立期間②の始期の約2週間前の昭和29年8月12日に、同じ「C社」という名称の別の事業所を、G地区（C社E支店の移転先の近隣）に設立していることが確認できる。

これらのことから、申立人は、「申立期間①及び②を通じて、同じ社長の下で、事務所で勤務し、事務所は二度移転した。」としているが、実際には、申立期間②においては、C社E支店ではなく、上記の者が新たに設立した「C社」で勤務していたと考えられる。

しかし、新たに設立された「C社」の事業主である上記の者の消息は不明で、照会を行うことができず、オンライン記録によると、同社の厚生年金保険新規適用日は、昭和37年7月1日となっており、申立期間②当時に同社は適用事業所でなかったことが確認できる。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①及び②において申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番も無く、記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無い上、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1612

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで
昭和 42 年 11 月 1 日から A 社 (現在は、B 社) で正社員として勤務していたはずなのに、厚生年金保険の記録では 43 年 4 月からになっているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の A 社に係る年金記号番号払出日は、昭和 43 年 7 月 4 日であることが確認できるが、同日に番号が払い出された同社に係る被保険者 12 人のうち、申立人と被保険者資格の取得日が同日で、かつ、申立人と同様に中途採用であった元同僚二人が、「自身の入社日は資格取得日よりも前であり、申立人はさらにその前から勤務していた。」と証言しており、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、同社は、申立人の資格取得日を昭和 43 年 4 月 1 日として社会保険事務所 (当時) に届け出たことが確認でき、この日付は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

また、申立人と一緒に働いていたとする上記の元同僚二人は、「厚生年金保険に加入する前の期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか記憶していない。」と証言している上、B 社の現在の事務担当者は、「厚生年金保険に加入していない従業員の給与から、同保険料を控除することは無い。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月 21 日から 61 年 4 月 21 日まで

私は、昭和 57 年 1 月 21 日に A 社（後に、B 社）に入社し、平成元年 10 月 31 日に退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 1 月 21 日から平成元年 10 月 31 日までの間、A 社において継続して勤務していたとしているところ、同社の元事業主及び元工場長が署名した証明書により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社の元事業主は、「会社は既に倒産しており、社会保険関係の資料は残っていないが、当時、申立人からの要望により、臨時雇用社員として採用し、社会保険等の加入は行わず、給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答している。

また、申立人が記憶する元同僚 5 人及び申立期間に B 社で厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員 3 人を把握し、8 人から聞き取り調査を行った結果、申立人が申立期間当初から勤務していたと証言している元同僚二人は、「申立人が勤務当初から厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」と証言しており、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言を得ることができない。

さらに、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 61 年 4 月 21 日に被保険者資格を取得した旨の記載が確認でき、申立期間において被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、当該原票の記録に不自然な点は見当たらない。

い。

加えて、B社に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人の被保険者期間の始期は、昭和61年4月1日であり、厚生年金保険の被保険者記録とおおむね一致する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。